

我孫子市担い手農家等農地集積奨励金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市担い手農家等農地集積奨励金交付要綱（平成28年告示第76号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
賃借権の 設定の区 分	賃借権の設 定の期間	奨励金の 単価	賃借権の 設定の区 分	賃借権の設 定の期間	奨励金の 単価
新規設定	3年以上6 年未満	<u>4,000円</u> ／10ア ー ル	新規設定	3年以上6 年未満	<u>7,500円</u> ／10ア ー ル
	6年以上10 年未満	<u>8,000円</u> ／10ア ー ル		6年以上10 年未満	<u>15,000円</u> ／10ア ー ル
	10年以上	<u>12,000円</u> ／10ア ー ル		10年以上	<u>20,000円</u> ／10ア ー ル
再設定	3年以上6 年未満	<u>2,000円</u> ／10ア ー ル	再設定	3年以上6 年未満	<u>4,000円</u> ／10ア ー ル
	6年以上10 年未満	<u>4,000円</u> ／10ア ー ル		6年以上10 年未満	<u>8,000円</u> ／10ア ー ル
	10年以上	<u>6,000円</u> ／10ア ー ル		10年以上	<u>12,000円</u> ／10ア ー ル

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。